

香川県条例第48号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～175 略				1～175 略			
176 第2種フロン類回収業者登録更新申請手数料	略			176 第2種フロン類回収業者登録更新申請手数料	略		
<u>176の2 汚染土壌処理業許可申請手数料</u>		1件	<u>22万円</u>				
177 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	略			177 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	略		
178～220 略				178～220 略			
221 歯科技工士国家試験手数料	略			221 歯科技工士試験手数料		1件	36,000円
222 歯科技工	略			222 歯科技工		1件	3,000円

士国家試験合格証明書交付手数料		士試験合格証明書交付手数料			
223~598 略		223~598 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部176の項の次に176の2の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。